

改正後									
指定金銭信託受益権									
金銭投資基金信託受益権									
年金投資基金信託受益権									
財産形成投資基金信託受益権									
貸付信託収益運用口受益権									
その他の信託受益権									
(削る)									
金 銭 債 権									
生命保険債権									
住宅貸付債権									
その他の金銭債権									
動 産 不 動 産									
動 産									
不 動 産									
地 上 権									
不動産の賃借権									
そ の 他 債 権									
買 入 手 形									
コ ー ル ロ ー ン									
現 金 預 け 金									
現 金									
預 け 金									
そ の 他									
共同受託振替勘定									
そ の 他									
資 産 合 計									

現行									
指定金銭信託受益権									
金銭投資基金信託受益権									
年金投資基金信託受益権									
財産形成投資基金信託受益権									
貸付信託収益運用口受益権									
その他の信託受益権									
貸 付 有 価 証 券									
金 銭 債 権									
生命保険債権									
住宅貸付債権									
その他の金銭債権									
動 産 不 動 産									
動 産									
不 動 産									
地 上 権									
不動産の賃借権									
そ の 他 債 権									
買 入 手 形									
コ ー ル ロ ー ン									
現 金 預 け 金									
現 金									
預 け 金									
そ の 他									
共同受託振替勘定									
そ の 他									
資 産 合 計									

③ 金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信 託 財 産 の 種 類	件 数	う ち 評 価 額 の あ る も の	
		件 数	評 価 額
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）			
そ の 他			
合 計			

③ 金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信 託 財 産 の 種 類	件 数	う ち 評 価 額 の あ る も の	
		件 数	評 価 額
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又はその著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
そ の 他			
合 計			

改正後	現行
-----	----

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
- 2 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを () で注記すること

④ 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信託財産の種類		件数	元本額
金 銭 債 権	貸 付 債 権		
	売 掛 債 権		
	そ の 他		
動 産			
土地及びその定着物			
地 上 権			
土地及びその定着物の貸借権			
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又はその著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
そ の 他			
合 計			

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること。
- 2 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 - ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
 - ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの
 のいずれかに該当するものをいう。

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金 額	負債	金額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	
社 債		金 銭 債 権 の 信 託	
株 式		動 産 の 信 託	
外 国 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
- 2 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを () で注記すること

④ 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信託財産の種類		件数	元本額
金 銭 債 権	貸 付 債 権		
	売 掛 債 権		
	そ の 他		
動 産			
土地及びその定着物			
地 上 権			
土地及びその定着物の貸借権			
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又はその著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
そ の 他			
合 計			

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること。
- 2 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 - ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
 - ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの
 のいずれかに該当するものをいう。

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金 額	負債	金額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	
社 債		金 銭 債 権 の 信 託	
株 式		動 産 の 信 託	
外 国 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	

改正後			
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
(削 る)			
金 銭 債 権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
動 産 不 動 産			
動 産			
不 動 産			
地 上 権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買 入 手 形			
コ ー ル ロ ー ン			
現 金 預 け 金			
現 金			
預 け 金			
そ の 他			
共同受託振替勘定			
そ の 他			
合 計		合 計	

(注)

- ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。
- 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

- 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合には、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
- 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。
なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合には、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。
上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

⑥ ～ ⑨ (略)

現行			
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
貸付有価証券			
金 銭 債 権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
動 産 不 動 産			
動 産			
不 動 産			
地 上 権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買 入 手 形			
コ ー ル ロ ー ン			
現 金 預 け 金			
現 金			
預 け 金			
そ の 他			
共同受託振替勘定			
そ の 他			
合 計		合 計	

(注)

- ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。
- 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

- 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合には、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
- 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。
なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合には、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。
上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

⑥ ～ ⑨ (略)

改正後		現行	
2 経理の状況		2 経理の状況	
(1) 貸借対照表		(1) 貸借対照表	
年 月 日現在		年 月 日現在	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産		流動負債	
現金預け		短期借入金	
現預		前受	
有価証券		前受収	
短期貸付		未払費用	
前払		未払法人税等	
前払費用		繰延税金負債	
未収入金		賞与引当金	
未収収益		その他の流動負債	
繰延税金資産		流動負債計	
その他の流動資産		固定負債	
貸倒引当金	△	長期借入金	
流動資産計		繰延税金負債	
固定資産		退職給付引当金	
有形固定資産		負のれん	
建物		その他の固定負債	
器具備品		固定負債計	
土地		引当金	
無形固定資産		引当金計	
ソフトウェア			
のれん		負債合計	
投資等		(純資産の部)	
投資有価証券		株主資本	
関係会社株式		資本金	
出資		新株式申込証拠金	
長期貸付		資本剰余金	
長期前払費用		資本準備金	
繰延税金資産		その他資本剰余金	
その他の投資等		利益剰余金	
貸倒引当金	△	利益準備金	
固定資産計		その他利益剰余金	
繰延資産		×××積立金	
創立費		自己株式	△
繰延資産計		自己株式申込証拠金	
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		繰越ヘッジ損益	(削る)
		土地再評価差額金	

改正後		現行	
2 経理の状況		2 経理の状況	
(1) 貸借対照表		(1) 貸借対照表	
年 月 日現在		年 月 日現在	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産		流動負債	
現金預け		短期借入金	
現預		前受	
有価証券		前受収	
短期貸付		未払費用	
前払		未払法人税等	
前払費用		繰延税金負債	
未収入金		賞与引当金	
未収収益		その他の流動負債	
繰延税金資産		流動負債計	
その他の流動資産		固定負債	
貸倒引当金	△	長期借入金	
流動資産計		繰延税金負債	
固定資産		退職給付引当金	
有形固定資産		(新設)	
建物		その他の固定負債	
器具備品		固定負債計	
土地		引当金	
無形固定資産		引当金計	
(新設)		負債合計	
営業権		(資本の部)	
投資等		資本金	
投資有価証券		資本剰余金	
関係会社株式		資本準備金	
出資		その他資本剰余金	
長期貸付		利益剰余金	
長期前払費用		利益準備金	
繰延税金資産		任意積立金	
その他の投資等		×××積立金	
貸倒引当金	△	当期未処分利益(又は当期未 処理損失)	(新設)
固定資産計		(うち当期純利益(又は当期 純損失))	
繰延資産		その他有価証券評価差額金	
創立費		自己株式	△
繰延資産計		(新設)	

改正後

現行

	新株予約権	
	純資産合計	
資産合計	負債・純資産合計	

	(新設)	
	資本合計	
資産合計	負債・資本合計	

(2) 損益計算書

[年 月 日から
年 月 日まで]

(2) 損益計算書

[年 月 日から
年 月 日まで]

科	目	金	額
		千円	千円
経常損益の部	営業収益		
	信託報酬		× × ×
	指定金銭信託	× × ×	
	特定金銭信託	× × ×	
	年金信託	× × ×	
	財産形成給付信託	× × ×	
	貸付信託	× × ×	
	投資信託	× × ×	
	金銭信託以外の金銭の信託	× × ×	
	有価証券の信託	× × ×	
	金銭債権の信託	× × ×	
	動産の信託	× × ×	
	土地及びその定着物の信託	× × ×	
	地上権の信託	× × ×	
	土地及びその定着物の賃借権の信託	× × ×	
	包括信託	× × ×	
	その他の信託	× × ×	
	その他の営業収益		× × ×
	信託契約代理業	× × ×	
	信託受益権販売業	× × ×	
その他の	× × ×		
営業収益計		× × ×	
営業費用			
支払手数料		× × ×	
広告宣伝費		× × ×	
営業雑費		× × ×	
通信費	× × ×		
印刷費	× × ×		
調査会費	× × ×		
諸費用	× × ×		
営業費用計		× × ×	
一般管理料			

科	目	金	額
		千円	千円
経常損益の部	営業収益		
	信託報酬		× × ×
	指定金銭信託	× × ×	
	特定金銭信託	× × ×	
	年金信託	× × ×	
	財産形成給付信託	× × ×	
	貸付信託	× × ×	
	投資信託	× × ×	
	金銭信託以外の金銭の信託	× × ×	
	有価証券の信託	× × ×	
	金銭債権の信託	× × ×	
	動産の信託	× × ×	
	土地及びその定着物の信託	× × ×	
	地上権の信託	× × ×	
	土地及びその定着物の賃借権の信託	× × ×	
	包括信託	× × ×	
	その他の信託	× × ×	
	その他の営業収益		× × ×
	信託契約代理業	× × ×	
	信託受益権販売業	× × ×	
その他の	× × ×		
営業収益計		× × ×	
営業費用			
支払手数料		× × ×	
広告宣伝費		× × ×	
営業雑費		× × ×	
通信費	× × ×		
印刷費	× × ×		
調査会費	× × ×		
諸費用	× × ×		
営業費用計		× × ×	
一般管理料			

改正後				現行									
		役員報酬	×	×	×	×	×	×					
		交際費	×	×	×	×	×	×					
		旅費交通費	×	×	×	×	×	×					
		不動産賃貸料	×	×	×	×	×	×					
		退職給付費用	×	×	×	×	×	×					
		貸倒引当金繰入	×	×	×	×	×	×					
		固定資産原価償却	×	×	×	×	×	×					
		その他	×	×	×	×	×	×					
		一般管理費計											
		営業利益（又は営業損失）			×	×	×			×	×	×	
営業外損益の部		営業外収益									×	×	×
		受取配当金											
		有価証券利息											
		受取利息											
		有価証券売却益											
		有価証券償還益											
		・											
		・											
		営業外収益計											
		営業外費用			×	×	×						
支払利息													
有価証券売却損													
貸倒償却													
・													
・													
営業外費用計													
経常利益（又は経常損失）													
特別損益の部		特別利益											
		臨時利益	×	×	×	×	×	×					
		・	×	×	×	×	×	×					
		・											
		特別損失											
		特別損失計											
有価証券評価減	×	×	×	×	×	×							
臨時損失	×	×	×	×	×	×							
・	×	×	×	×	×	×							
・													
特別損失計													
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）													
法人税等													
法人税等調整額													
当期純利益（又は当期純損失）													
（削除）													
（削除）													
（削除）													
特別損益の部		特別利益											
		臨時利益	×	×	×	×	×	×					
		・	×	×	×	×	×	×					
		・											
		特別損失											
		特別損失計											
有価証券評価減	×	×	×	×	×	×							
臨時損失	×	×	×	×	×	×							
・	×	×	×	×	×	×							
・													
特別損失計													
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）													
法人税等													
法人税等調整額													
当期純利益（又は当期純損失）													
（削除）													
（削除）													
（削除）													
×××積立金取崩額													
当期末処分利益（又は当期末処分損失）													

改正後

(3) 株主資本等変動計算書
(別紙1のとおり)

(削る)

(4) 附属明細表

① ~ ⑤ (略)

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1) 当期の業務概要

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(2) 営んでいる業務の種類

当期末現在において営んでいる信託業及びその他業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

② 役員状況

現行

(3) 利益処分計算書
年 月 日

科 目	金 額	
	千円	千円
当 期 未 処 分 利 益		× × ×
× × × 積 立 金 取 崩 額		× × ×
別 途 積 立 金 取 崩 額		× × ×
計		× × ×
利 益 処 分 額		
利 益 準 備 金	× × ×	
配 当 金	× × ×	
役 員 賞 与 金	× × ×	
× × × 積 立 金	× × ×	
別 途 積 立 金	× × ×	
計		× × ×
次 期 繰 越 利 益		× × ×

(4) 損失処理計算書
年 月 日

科 目	金 額	
	千円	千円
当 期 未 処 理 損 失		× × ×
損 失 処 理 額		
× × × 積 立 金 取 崩 額	× × ×	
別 途 積 立 金 取 崩 額	× × ×	
利 益 準 備 金 取 崩 額	× × ×	
資 本 準 備 金 取 崩 額	× × ×	
計		× × ×
次 期 繰 越 損 失		× × ×

(5) 附属明細表

① ~ ⑤ (略)

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1) 当期の業務概要

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(2) 営んでいる業務の種類

当期末現在において営んでいる信託業及びその他業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(5) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

② 役員状況

改正後	現行																																
<p>当期末現在における取締役、執行役、会計参与及び監査役について記載すること。</p> <p>(5) 営業所の状況 当期末現在における本店を含むすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。</p> <p>(6) 信託契約代理店の増減 増減欄については、廃止、新設の内訳も併せて記載すること。</p> <p>(7) 株主の状況 当期末現在における上位10位までの株主（第43条第1号ハに規定する上位10位までの株主をいう。）及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ハに規定する割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。</p> <p>(8) 親法人等及び子法人等の状況 ① 当期末現在における親法人等（令第14条第2号に該当する法人等をいう。）及び子法人等（令第14条第3号に該当する法人等をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。 ② 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。</p> <p>(9) 業務の状況 当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。 また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。</p> <p>① 各種信託の残高 イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。 ロ 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。</p> <p>② 各種信託の信託財産別残高表 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。</p> <p>③ 金銭評価の困難な信託 期中に新規設定された信託について記載すること</p> <p>④ 流動化を目的とした信託 イ 期中に新規設定された信託について記載すること ロ 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、 ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>⑤ 信託財産残高表 イ 金銭評価の困難な信託を除く。 ロ 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。 ハ 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。 ニ 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。 なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。</p> <p><参考> 上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）〇〇〇〇百万円を含んでおります。 上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。</p>	<p>当期末現在における取締役、執行役及び監査役について記載すること。</p> <p>(5) 営業所の状況 当期末現在における本店を含むすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。</p> <p>(6) 信託契約代理店の増減 増減欄については、廃止、新設の内訳も併せて記載すること。</p> <p>(7) 株主の状況 当期末現在における上位10位までの株主（第43条第1号ハに規定する上位10位までの株主をいう。）及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ハに規定する割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。</p> <p>(8) 親法人等及び子法人等の状況 ① 当期末現在における親法人等（令第14条第2号に該当する法人等をいう。）及び子法人等（令第14条第3号に該当する法人等をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。 ② 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。</p> <p>(9) 業務の状況 当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。 また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。</p> <p>① 各種信託の残高 イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。 ロ 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。</p> <p>② 各種信託の信託財産別残高表 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。</p> <p>③ 金銭評価の困難な信託 期中に新規設定された信託について記載すること</p> <p>④ 流動化を目的とした信託 イ 期中に新規設定された信託について記載すること ロ 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、 ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>⑤ 信託財産残高表 イ 金銭評価の困難な信託を除く。 ロ 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。 ハ 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。 ニ 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。 なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。</p> <p><参考> 上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）〇〇〇〇百万円を含んでおります。 上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。</p>																																
(単位：百万円)	(単位：百万円)																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 産</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> <th style="text-align: center;">負 債</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">貸 出 金</td> <td></td> <td style="text-align: center;">指 定 金 銭 信 託</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">証 書 貸 付</td> <td></td> <td style="text-align: center;">特 定 金 銭 信 託</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手 形 貸 付</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 金 信 託</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 産	金 額	負 債	金 額	貸 出 金		指 定 金 銭 信 託		証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託		手 形 貸 付		年 金 信 託		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 産</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> <th style="text-align: center;">負 債</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">貸 出 金</td> <td></td> <td style="text-align: center;">指 定 金 銭 信 託</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">証 書 貸 付</td> <td></td> <td style="text-align: center;">特 定 金 銭 信 託</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手 形 貸 付</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 金 信 託</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 産	金 額	負 債	金 額	貸 出 金		指 定 金 銭 信 託		証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託		手 形 貸 付		年 金 信 託	
資 産	金 額	負 債	金 額																														
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託																															
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託																															
手 形 貸 付		年 金 信 託																															
資 産	金 額	負 債	金 額																														
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託																															
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託																															
手 形 貸 付		年 金 信 託																															

改正後			
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		金銭債権の信託	
株式		動産の信託	
外国証券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
(削る)			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
動産不動産			
動産			
不動産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
合計		合計	

現行			
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		金銭債権の信託	
株式		動産の信託	
外国証券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
貸付有価証券			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
動産不動産			
動産			
不動産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
合計		合計	

⑥ 信託財産収支表

- イ ※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。
- ロ 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。
- ハ 信託の収益金の計算期間と事業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。

⑦ 信託財産の分別管理の状況

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

⑧ 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

- (1) 指図を受けて信託財産の管理又は処分を行った信託の種類及び信託の残高

- イ 管理型信託会社のみ記載すること。
- ロ 信託の残高を示すことが困難な場合は、件数を示すこと。

- (2) 指図を行う者に関する事項

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第18項に規定する投資信託委託業者、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第3条に規定する認可投資顧問業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第8項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載す

⑥ 信託財産収支表

- イ ※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。
- ロ 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。
- ハ 信託の収益金の計算期間と営業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。

⑦ 信託財産の分別管理の状況

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

⑧ 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

- (1) 指図を受けて信託財産の管理又は処分を行った信託の種類及び信託の残高

- イ 管理型信託会社のみ記載すること。
- ロ 信託の残高を示すことが困難な場合は、件数を示すこと。

- (3) 指図を行う者に関する事項

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第18項に規定する投資信託委託業者、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第3条に規定する認可投資顧問業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第8項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載す

改正後	現行
<p>ること。</p> <p>ロ 「株式の所有関係がある場合には、その内容」欄は管理型信託会社のみ記載すること。</p> <p>2 経理の状況</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>(2) 注記事項</p> <p>会社計算規則第129条に掲げる次の事項について、同規則第131条から第144条（第133条、第137条及び第140条ただし書を除く。）の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>① 継続企業の前提に関する事項</p> <p>② 重要な会計方針に係る事項</p> <p>③ 貸借対照表等に関する事項</p> <p>④ 損益計算書に関する事項</p> <p>⑤ 株主資本等変動計算書に関する事項</p> <p>⑥ 税効果会計に関する事項</p> <p>⑦ リースにより使用する固定資産に関する事項</p> <p>⑧ 関連当事者との取引に関する事項</p> <p>⑨ 一株当たり情報に関する事項</p> <p>⑩ 重要な後発事象に関する事項</p> <p>⑪ 連結配当規制適用会社に関する事項</p> <p>⑫ その他の注記</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(削る)</p> <p>① 貸倒引当金 流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。</p> <p>② 有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産 当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。</p> <p>③ 引当金 当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。</p> <p>④ 任意積立金 「×××積立金」の欄には、当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。</p> <p>(4) 損益計算書</p> <p>(削る)</p> <p>特別利益及び特別損失については、当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。</p> <p>(削る)</p> <p>(5) 株主資本等変動計算書</p>	<p>ること。</p> <p>ロ 「株式の所有関係がある場合には、その内容」欄は管理型信託会社のみ記載すること。</p> <p>2 経理の状況</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び損失処理計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 貸借対照表</p> <p>① 注記事項</p> <p>次の事項を注記すること。</p> <p>イ 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>ロ 固定資産の減価償却の方法</p> <p>ハ 引当金の計上基準</p> <p>ニ その他重要な会計方針</p> <p>ホ 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更が与えた影響の内容</p> <p>ヘ 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額</p> <p>ト 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。）の内容及び金額</p> <p>チ その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>② 貸倒引当金 流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。</p> <p>③ 有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産 当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。</p> <p>④ 引当金 当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。</p> <p>⑤ 任意積立金 当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。</p> <p>(3) 損益計算書</p> <p>① 注記事項</p> <p>次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>イ 損益計算書の作成に関する重要な会計方針</p> <p>ロ 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更が与えた影響の内容</p> <p>ハ その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>② 特別利益及び特別損失 当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。</p> <p>③ 積立金取崩額 「×××積立金取崩額」の欄には、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額を記載すること。なお、一定の目的のために留保した利益のその目的外の取崩しの額又は別途積立金の取崩しの額は、利益処分計算書又は損失処理計算書の該当欄に記載すること。</p> <p>(4) 利益処分計算書</p>

改正後	現行
<p>① 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。</p> <p>② 株主資本以外の項目について、当事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。</p> <p>③ その他資本準備金、その他利益準備金、及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。</p> <p>④ その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>⑤ 合計欄の記載は省略することができる。</p> <p>(6) 附属明細表</p> <p>① 有価証券明細表</p> <p>イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の7（第5項を除く。）の規定に準じた注記を付すこと。</p> <p>ロ 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が純資産の額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、純資産の額の1%を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。</p> <p>ハ 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。</p> <p>ニ 「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。</p> <p>② 有形固定資産明細表</p> <p>イ 科目ごとに記載し、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。</p> <p>ロ 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。</p> <p>③ 社債明細表</p> <p>イ 発行している社債（当期中に償還済みとなったものを含む。）について記載すること。</p> <p>ロ 「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。</p> <p>ハ 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記すること。</p> <p>ニ 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。</p> <p>ホ 貸借対照日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。</p> <p>④ 借入金等明細表</p> <p>イ 短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。ニにおいて「その他の有利子負債」という。）について記載すること。</p> <p>ロ 「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。</p> <p>ハ 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。</p> <p>ニ 長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。</p> <p>⑤ 引当金明細表</p> <p>イ 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。</p> <p>ロ 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。</p> <p>ハ 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。</p>	<p>一株当たり配当金額を注記すること。また、記念配当を行った場合には、その旨を注記すること。</p> <p>(5) 附属明細表</p> <p>① 有価証券明細表</p> <p>イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の7（第5項を除く。）の規定に準じた注記を付すこと。</p> <p>ロ 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が資本の額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、資本の額の1%を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。</p> <p>ハ 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。</p> <p>ニ 「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。</p> <p>② 有形固定資産明細表</p> <p>イ 科目ごとに記載し、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。</p> <p>ロ 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。</p> <p>③ 社債明細表</p> <p>イ 発行している社債（当期中に償還済みとなったものを含む。）について記載すること。</p> <p>ロ 「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。</p> <p>ハ 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記すること。</p> <p>ニ 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。</p> <p>ホ 貸借対照日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。</p> <p>④ 借入金等明細表</p> <p>イ 短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。ニにおいて「その他の有利子負債」という。）について記載すること。</p> <p>ロ 「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。</p> <p>ハ 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。</p> <p>ニ 長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。</p> <p>⑤ 引当金明細表</p> <p>イ 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。</p> <p>ロ 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。</p> <p>ハ 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。</p>